

令和六年六月二十八日受領
答弁第一七六号

内閣衆質二二三第一七六号

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員馬場雄基君提出登記・供託オンライン申請システムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馬場雄基君提出登記・供託オンライン申請システムに関する質問に対する答弁書

一について

令和六年三月二十五日及び同月二十九日に御指摘の「業務代行システム」を利用しなかったのは、今般のシステム障害の内容や発生日の状況等を総合的に判断した結果である。

二について

法務省としては、今般のシステム障害の再発防止に必要な対策として、登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の負荷が高くなった場合には、法務局及び地方法務局における本システムの操作を抑止する措置を講ずることとしているほか、本システムの運用に用いる機器の増強等の改修を行うこととしており、これらの措置によって、御指摘の「来年度末のオンライン申請」に対応できるものと考えている。